医薬監麻発 0331 第 2 号 令 和 7 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 監視指導・麻薬対策課長 (公 印 省 略)

第二種大麻草採取栽培者に係る大麻取扱いの手引き及び質疑応答について

令和7年3月1日に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律 (令和5年法律第84号)の一部が施行されたところ、同法第2条の規定による改正後の 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)における第二種大麻草採 取栽培者にかかる免許の申請、当該免許を受けた者の義務その他当該免許の取扱い等に ついて、各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)長宛てに、別添写しのとおり通知しま したので、内容を御了知の上、適宜、各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)と連携し て、関係者の指導をお願いします。 各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)長 殿

医 薬 局 監視指導・麻薬対策課長 (公 印 省 略)

第二種大麻草採取栽培者に係る大麻取扱いの手引き及び質疑応答について

令和7年3月1日に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の一部が施行されたところ、同法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)における第二種大麻草採取栽培者にかかる免許の申請、当該免許を受けた者の義務その他当該免許の取扱い等をまとめたものを作成しました。

第二種大麻草採取栽培者の免許を取得した者については、本通知のものが適用されますので、下記事項を御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願います。

記

- 1 大麻取扱いの手引き(第二種大麻草採取栽培者向け)について 別添1の「大麻取扱いの手引き(第二種大麻草採取栽培者向け)」(当該手引き に添付の別記様式1から10までを含む。)及び別添2の「帳簿の記載例」を策定 したことから、これに基づき、免許申請者、第二種大麻草採取栽培者等に対する 指導を実施すること。
- 2 第二種大麻草採取栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答について 別添3のとおり、「2 大麻取扱いの手引き(第二種大麻草採取栽培者向 け)」に対応する質疑応答を作成したことから、参考とすること。

以上

大麻取扱いの手引き (第二種大麻草採取栽培者向け) (令和7年3月版)

はじめに

令和5年12月に成立した「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」といいます。)」が令和6年12月12日及び令和7年3月1日の2段階に分けて施行されました。

令和7年3月1日から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者である第二種大麻草採取栽培者に係る規定が施行されています。

この手引きにおいては、以下のように用語を略称します。

- ・ 「法」とは、改正法第2条による改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律」をいいます(令和7年3月1日施行済み)。
- ・ 「麻向法」とは、改正法第4条による改正後の「麻薬及び向精神薬取締法」をいいます。
- ・ 「省令」とは、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正 する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令第1条によ る改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則」をいいま す。
- ・ 「麻向法施行規則」とは、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の 一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令 第2条による改正後の「麻薬及び向精神薬取締法施行規則」をいいま す。

なお、第二種大麻草採取栽培者に関しては、法第13条第2項又は第17条第1項において、第一種大麻草採取栽培者に関する規定が準用されています。以下に記載する法の規定は、法第13条第2項又は第17条第1項において準用されているものを含みます。

第1 免許(法の規定に基づき「第二種大麻草採取栽培者」になろうとする方)

(1) 免許の申請手続(法第13条第1項)

第二種大麻草採取栽培者の免許を受けようとする方は、地方厚生局長を 経由して、厚生労働大臣に免許を申請してください。

申請を行う際には、次の書類等が必要です(詳細については厚生労働省 医薬局監視指導・麻薬対策課(以下「監視指導・麻薬対策課」といいます。) にお尋ねください。)。

① 第二種大麻草採取栽培者免許申請書(省令別記第1号様式)

- ※ 栽培地の数、位置及び面積については、複数の栽培地がある場合には、栽培地ごとにその位置と面積を追加して記載してください。
- ※ 免許を受けようとする方の住所地、氏名及び生年月日については、 法人又は団体にあっては、その業務を行う役員を含みます。
- ※ 「業務管理体制」の欄には不正流通、濫用防止等の観点から
 - ・業務上大麻を取り扱う事務所の所在地、名称
 - ・第二種大麻草採取栽培者(法人又は団体にあっては栽培に従事する者)及び補助者の氏名や業務上の役割
 - ・盗難防止対策及び滅失等の事故が生じた場合の対応等について記載してください。
- ② (個人の場合) ⑦略歴を記載した書類、①住民票の写し、②公の機関が発行した身分証明書又は資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他厚生労働大臣がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
 - ※ 身分証明書又は資格証明書には、以下のようなものがあります。 このほかの書類等を提出しようとするときは、監視指導・麻薬対 策課にご相談ください。
 - ・マイナンバーカード
 - 運転免許証
 - ・旅券(パスポート)
 - ・官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書 (写真・生年月日のあるもの)
- ③ (法人又は団体の場合) ⑦定款、②登記事項証明書(これらに準ずるものを含みます。)
- ④ (法人又は団体の場合) ⑦その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類、①当該役員の住民票の写し、②公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書に写真を貼り付けたもの又はその他厚生労働大臣がこれらに準ずるものとして特に認めるもののについては、上記②をご覧ください。
- ⑤ 免許を受けようとする者(法人又は団体の場合は、その業務を行う役員)が精神の機能の障害又は麻薬中毒者であるかないかに関する医師の「診断書」(別記様式1)
- ⑥ 免許を受けようとする者(法人又は団体であれば、その業務を行う役員)が法第5条第2項に規定する欠格事由に該当しない旨の宣誓書(氏名部分は自署してください。)(別記様式2)
- ⑦ 栽培地の登記事項証明書
- ⑧ 栽培地の区域を示す図面(栽培地全体が分かる図面に、免許期間中に 栽培地とする部分に網掛けや着色するなどして区域が分かるように してください。)面積は、アール換算で算出してください。
- ⑨ 栽培地が自己の所有でないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写し等(免許を受けようとする者が栽培地を使用することができることを証明する書類です。屋内栽培を実施する場合は、建物の所有者から当該書類の提出を受けてください。)
- ⑩ 免許を受けようとする者が現に法第2条第3項の大麻草栽培者である場合は、当該免許証の写し

- ① 事業計画書(事業計画に法第12条の4第1項の規定に基づく許可を受けなければならない加工が含まれている場合、加工の過程、加工設備等の資料も併せて添付してください。)
- ② 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真 (業務上大麻を取り扱う事務所とは、大麻の保管施設等をいいます。 また、事務所内に事務作業スペースを設ける場合は、保管設備と明確 に分離してください。)
- ③ (法人又は団体の場合)大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の 写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係が分かる書 類
- ④ (法人又は団体の場合) 大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を 記載した書類
- (2) 免許の有効期間等(法第14条、法第7条第2項)

免許の有効期間は、免許の日からその年の12月31日まで(最長1年間)です。

免許証は、他人に譲り渡したり、貸与したりすることはできません。

(3) 免許の取消し(法第12条の7第1項)

免許の取消しを受けようとするときは、次の事項を記載した「第二種大麻草採取栽培者免許取消届」(省令別記第4号様式)に免許証を添えて、地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に届け出てください。

- ① 免許証返納の理由及びその年月日 理由は、具体的に記載してください。
- ② 現在の大麻草の作付面積 作付面積は、アール換算で算出してください。
- ③ 現に所有する大麻、麻薬及び発芽不能未処理種子の品名及び数量 大麻及び発芽不能未処理種子は、品種ごとに品名を記載し、数量に ついては品種ごとの重量を記載してください。

栽培中の大麻草の本数を記載してください。

収穫したものは、重量(複数品種を栽培している場合には、品種ご との重量)で計上して記載してください。

大麻草に品名がない場合は、栽培年(西暦) -特定の番号で分類して記載してください(例. $\begin{bmatrix} 2 & 0 & 2 & 5 & -1 \end{bmatrix}$)。

- (4) 第二種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散した場合(法第12条の7第3項)
 - 第二種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、
 - ⑦相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者
 - ⑦清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、又は合併により設立され た法人の代表者

は、30 日以内に免許証を添えて、「第二種大麻草採取栽培者死亡等届」(**省 令別記第5号様式**)により地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に届け出てください。

なお、現に大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬がない場合でも、その旨 を届け出てください。

※ 届出書の記載方法は、(3)免許の取消しを参考にしてください。

(5) 免許の失効

免許は、次の場合にその効力を失います。①又は②に該当する場合の免 許証の取扱いについては、(7)免許証の返納に従って処理してください。

- ① 免許の有効期間が満了した場合
- ② 法第12条の6第1項の規定により免許を取り消された場合
- ③ 法第12条の7第1項の規定により第二種大麻草採取栽培者が、免許の取消しを受けようとするときに係る届出をし、それを受けた厚生労働大臣が当該届出に係る免許を取り消した場合
- ④ 第二種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散した場合

(6) 免許証の再交付(法第7条第3項、第4項)

免許証を毀損し、又は亡失したときは、15日以内に、毀損した場合には 当該免許証を添えて、「第二種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」(別 記様式4)により、地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に免許証の再 交付を申請してください。

また、免許証を亡失し免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「第二種大麻草採取栽培者免許証返納届」(別記様式5)により、地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に当該免許証を返納してください。

(7) 免許証の返納(法第7条第5項)

免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は法第12条の6第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に「第二種大麻草採取栽培者免許証返納届」(別記様式5)により、地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に免許証を返納してください。

第2 第二種大麻草採取栽培者名簿(法第6条)

(1) 第二種大麻草採取栽培者名簿

厚生労働省に備えられた第二種大麻草採取栽培者名簿には、次の事項が 登録されています。

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 住所地、氏名又は名称及び生年月日(法人又は団体の場合は、その業務を行う役員の氏名を含み、生年月日を除く。)
- ③ 栽培地の数、位置及び面積
- ④ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置
- ⑤ 栽培目的
- ⑥ 第二種大麻草採取栽培者の免許に付した条件
- ⑦ 免許証の再交付の事由及び年月日

- ⑧ 法第12条の6第2項の規定による登録の抹消の事由及び年月日
- (2) 第二種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更

第二種大麻草採取栽培者名簿の登録事項のうち以下のものに変更が生じたときは、それぞれそのことが分かる書類を添えて、15日以内に「第二種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」(別記様式3)により、地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣にその旨を届け出てください。

- ・ 住所地又は氏名(法人又は団体であれば、主たる事務所の所在地、名 称又は役員の氏名)
- ・ 栽培地の数、位置又は面積
- 業務上大麻を取り扱う事務所の位置

変更の届出に当たっては、変更の内容に応じて、「第1 免許」の(1)に記載の資料を提出してください。

なお、変更の内容によっては、免許の再申請が必要となる場合がありますので、速やかに監視指導・麻薬対策課に相談してください。

第3 年間報告(法第15条)

第二種大麻草採取栽培者は、免許の有効期間について、その翌年の1月31日までに、「第二種大麻草採取栽培者の年間報告書」(省令別記第6号様式)により、次の事項を地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に報告してください(免許の有効期間が満了した者を含みます。)。

- ① 大麻草の作付面積
 - 作付面積の記載方法は、「第1 免許」の(3)②を参考にしてください。 なお、栽培地全体の区域が分かる図面に当該年中に作付けした部分に網掛けするなどして分かるようにし、年間報告書に添付してください。
- ② 当該年の初日に所持した大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量
- ③ 当該年中に採取した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量
- ④ 当該年中に譲り受けた大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量
- ⑤ 当該年中に譲り渡した大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量
- ⑥ 当該年中に廃棄した大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量
- ⑦ 当該年の末日に所持した大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数 量
- ⑧ 大麻草の加工の過程で得られた麻薬の品名及び数量
- ※品名及び数量の記載方法は「第1 免許」の(3)③を参考にしてください。

第4 大麻の譲渡し・譲受け

大麻の譲渡し・譲受けは、麻向法の規定に基づいて行われます。麻向法第24条第1項第5号の規定により、第二種大麻草採取栽培者は、医薬品の原料として使用する大麻を他の第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造

業者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡すこと、又は大麻草の加工の過程において製造した麻薬を麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

なお、大麻草の発芽不能未処理種子の譲渡し・譲受けについては、後述の「第7 大麻草の種子の取扱い」を参考にしてください。

(1) 譲渡し (麻向法第24条、第32条)

- (ア) 大麻又は麻薬を譲り渡すときは、あらかじめその相手方である麻薬 製造業者等から「麻薬譲受証」(麻向法施行規則別記第 16 号様式)の 交付を受けるか、又は麻薬譲受証と引換えでなければ、大麻等や「麻薬 譲渡証」(麻向法施行規則別記第 17 号様式)を交付することができま せん。
- (イ) あらかじめ麻薬譲受証の交付を受けた場合は、麻薬譲受証の記載事項及び押印等に不備がないか確認してください。
- (ウ) 麻薬譲渡証は、大麻等を譲り渡す第二種大麻草採取栽培者が作成してください。麻薬譲渡証に押印だけをして先渡ししておく、いわゆる白紙委任は行ってはいけません。また、大麻等を譲り渡す側が麻薬譲受証を作成し、大麻等を譲り受ける側に押印だけをさせ、これを持ち帰るということも行ってはいけません。
- (エ) 麻薬譲渡証には、譲渡人である第二種大麻草採取栽培者の氏名(法人 又は団体の場合には名称及び代表者の氏名)を記載し、第二種大麻草採 取栽培者の専用印(法人の場合には代表者の印(他の用務と併用する印 は認められません。))を押印してください。

なお、譲渡人が国、地方公共団体等の場合には、氏名欄に当該施設の 名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印(又はこれに準ずるもの)を 押印しても差し支えありません。

- (オ) 品名及び数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)③を参考にしてくだ さい。
- (力) 麻薬譲渡証の容量及び筒数の欄は、記載する必要はありません。
- (キ) 麻薬譲受証は、紙媒体による譲受証の交付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて電磁的記録媒体を交付することも可能です。例えば、改変の有無を確認できる措置等を講じた上で、PDFファイルのメール送信や、記録がなされた磁気ディスク等の交付等により交付を行うことができます。
- (ク) 大麻等を譲り渡す際は、譲受人である麻薬製造業者等の立会いの下、 次の事項について確認してください。
 - ※ 麻薬譲渡証に記載された大麻等の品名及び数量と現品が相違しな いか
 - ※ 麻薬譲渡証の記載事項や押印等に漏れなどの不備はないか
- (ケ) 大麻等を譲り渡した第二種大麻草採取栽培者は、麻薬譲受証の交付を受けた日から2年間、当該麻薬譲受証を保存してください。電磁的記録媒体で交付を受けた場合(電子情報処理組織を使用する方法又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムなどにより記録されたもの。)は、その記

録について当該提供を受けた日から2年間保存してください。

- (コ) 麻薬譲受証を紛失し、又は毀損した場合は、理由書等(毀損した場合は、当該麻薬譲受証を添付)を相手方の麻薬製造業者等に提出し、麻薬譲受証の再交付を受けてください。
- (サ) 大麻を譲り渡すため栽培地から栽培地外へ大麻を持ち出す場合は、 あらかじめ厚生労働大臣から、法第11条に規定する持出しの許可を受 ける必要があります(「第9 大麻の持出し」参照)。

(2) 免許の失効に伴う譲渡し等(法第12条の8)

(ア) 大麻又は麻薬

免許の有効期間が満了した者(引き続き免許を受けている者を除く。)、免許の取消しを受けた者及び第二種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したことによりその旨を届け出なければならない者(「第1免許」の(5)参照、以下「免許期間満了者等」といいます。)は、それらの事態が発生した日から50日以内であれば、麻向法第24条の規定にかかわらず、所有し、若しくは管理している大麻を第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができ、又は、所有し、若しくは管理している麻薬を麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者へ譲り渡すことができます。

この場合は、大麻若しくは麻薬を譲り渡した日から15日以内に「大麻等譲渡届」(別記様式6)により、地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に届け出てください。

50 日以内に所有し、又は管理する大麻若しくは麻薬を他の第二種大麻草採取栽培者等に譲り渡すことができない場合は、都道府県知事に「麻薬廃棄届」(麻向法施行規則記第 11 号様式) により届け出た後、都道府県職員の立会いの下廃棄してください(「第 10 廃棄」参照)。この廃棄は、免許の有効期間満了等の事態が発生した日から 50 日以内に完了してください。

第二種大麻草採取栽培者が死亡し、又は法人が解散した場合には、 その旨を届け出なければならない者が代わって行ってください。

(4) 発芽不能未処理種子

免許期間満了者等は、上記の事態が発生した日から 50 日以内に、所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡すか、 又は廃棄してください。

譲り渡した場合は、発芽不能未処理種子を譲り渡した日から 15 日以内に「大麻等譲渡届」(別記様式6)により、地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に届け出てください。

発芽不能未処理種子を廃棄する場合、廃棄届の提出や都道府県職員 の立会いは不要です。

(3) 譲受け(麻向法第26条、第32条)

(ア) 第二種大麻草採取栽培者は、他の第二種大麻草採取栽培者から法第

2条第5項に規定する医薬品の原料として使用する大麻(法第12条の4第1項の許可を受けた第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において得たものを含みます。)を譲り受けることができます。

- (4) 大麻を譲り受けるときは、あらかじめその相手方である第二種大麻草採取栽培者に「麻薬譲受証」(**麻向法施行規則別記第 16 号様式**)を交付するか、又は相手方である第二種大麻草採取栽培者が交付する「麻薬譲渡証」(**麻向法施行規則別記第 17 号様式**)と引換えに麻薬譲受証を交付してください。
- (ウ) 大麻の譲受けに関する上記以外の事項については、(1)を参考にしてください。

第5 保管(法第16条)

所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)は栽培地内に放置等せず、大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管してください。所有する麻薬については、麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管してください。

なお、発芽不能未処理種子の保管は「第7 大麻草の種子の取扱い(3)」を参考にしてください。

第6 加工(法第12条の4)

第二種大麻草採取栽培者は、医薬品の原料を採取するために大麻草を加工することができます。

加工とは以下の行為等を指します。

- ・大麻草(その一部である大麻を含む。以下同じ)を乾燥する行為(自然 乾燥する場合を除く。)
- ・大麻草を細断する行為(栽培している大麻草を収穫する際に大麻草を細断する場合を除く。)
- ・大麻草から成分を抽出する行為
- ・大麻草の圧縮
- ・大麻草の冷凍
- (1) 加工許可(法第12条の4第1項、第2項)

大麻草の加工は厚生労働大臣の許可が必要になります。

加工許可を受けようとする方は、1月から6月まで及び7月から12月までの期間ごとに、あらかじめ地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に下記事項を記載した「大麻草加工許可申請書」(省令別記第3号様式)に大麻草を加工する施設の位置及び構造を示す図面及び写真を併せて提出してください。

- ① 加工のために使用する大麻草の品名及び数量
- ② 加工をする品目

- ③ 許可を受けようとする者の氏名及び住所
- ④ (法人又は団体の場合)その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地
- ⑤ 免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類
- ⑥ 大麻草の加工の方法及び加工の過程
- ⑦ 大麻草を加工する施設の所在地

(2) 加工許可基準

第二種大麻草採取栽培者が加工許可を受けるためには、許可基準を満たしている必要があります。

「大麻草の加工許可申請の審査基準について(第二種大麻草採取栽培者向け)」(令和7年●月●日付け医薬発第号厚生労働省医薬局長通知)をご確認ください。

(3) 報告(法第12条の4第3項)

許可を受けた第二種大麻草採取栽培者は、「大麻草加工報告書」(**別記様式10**)により、許可を受けた半期の期間経過後30日以内に、次の事項を厚生労働大臣に報告してください。

- ① 加工のために使用した大麻草の品名及び数量
- ② 加工をした品目
- ③ 加工をした品目の納入先

第7 大麻草の種子の取扱い(法第18条、第19条)(免許失効後の発芽不能未処理 種子の譲渡し等は「第4 大麻の譲渡し・譲受け(2)」を参照)

(1) 譲渡し

第二種大麻草採取栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合は、熱処理又は 燻蒸により発芽不能処理を行ってください。

ただし、以下の場合は発芽不能未処理種子を譲り渡すことができます。

- ① 他の大麻草栽培者に譲り渡す場合
- ② 熱処理又は燻蒸による発芽不能処理を行う者に大麻草の種子を譲り渡す場合
- ③ 大麻草の研究その他の目的で、厚生労働大臣又は都道府県知事に大麻草の種子を譲り渡す場合

(2) 輸入

- (ア) 第二種大麻草採取栽培者は、大麻草の発芽不能未処理種子を輸入するときは、あらかじめ地方厚生局長に次の事項を記載した「大麻草発芽不能未処理種子輸入許可申請書」(省令別記第7号様式)に免許証の写し等を添えて提出し、許可を受ける必要があります。
 - ・輸入しようとする種子の品名及び数量
 - ・ 許可を受けようとする者の氏名及び住所(法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地)

- 免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類
- ・ 種子の原産地
- 輸入目的
- ・ 荷主(輸出者)の氏名及び住所地
- 運送取扱業者の氏名及び住所地
- 輸入方法
- · 輸入予定年月日(入港予定年月日)
- 入港場所
- 納入先
- (4) 提出先は、発芽不能未処理種子を輸入する予定の港を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)(以下「地方厚生局麻薬取締部」といいます。)です。
- (ウ) 発芽不能未処理種子輸入許可証を送付するための返信用封筒1枚(長3用以上、宛先を明記したもの)を同封してください。送料は自己負担です。簡易書留以上の返信手段を推奨します。

発芽不能未処理種子を輸入した場合は、大麻草発芽不能未処理種子輸入許可申請書を提出した地方厚生局麻薬取締部に対し、輸入完了報告書(「大麻草の種子の取扱いについて」(令和7年1月10日付け医薬発0110第1号厚生労働省医薬局長通知)の別記様式1)を提出してください。なお、記載の数量よりも多い数量の発芽不能未処理種子を輸入することはできません。

(3) 保管

第二種大麻草採取栽培者は、所有する発芽不能未処理種子を、鍵をかけた 設備内に収めて保管してください。

第8 記録

- (1) 大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の帳簿の記載(法第10条) 第二種大麻草採取栽培者は、その所有する大麻、発芽不能未処理種子及 び麻薬を管理するための帳簿を事務所に備え、これに次の事項を記載して ください。
 - (7) 採取した大麻又は発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年 月日
 - ・ 大麻の採取日は、刈入年月日を記載してください。種子を採取した場合は、その数量及び採取日を記載してください。数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)③を参考にしてください。
 - (4) 大麻又は発芽不能未処理種子を譲り渡したときは、その品名、数量及びその年月日並びに譲り渡した相手方の氏名(法人又は団体の場合は名称)及び住所
 - 払出しの年月日は、麻薬譲渡証に記載した年月日としてください。このほか、備考欄には、譲受側の第二種大麻草採取栽培者等の氏名

及び住所(法人又は団体の場合は名称及び所在地)等を記載してください。

- (ウ) 大麻又は発芽不能未処理種子を譲り受けたときは、その品名、数量及びその年月日並びに譲り受けた相手方の氏名及び住所(法人又は団体の場合は名称及び所在地)
 - ・ 受入れの年月日は麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。 麻薬譲渡証に記載された年月日と実際に大麻を譲り受けた日が異なる場合には、備考欄に実際に大麻を譲り受けた日を記載してください。このほか、備考欄には、譲渡側の第二種大麻草採取栽培者等の氏名及び住所(法人又は団体の場合は名称及び所在地)、大麻の品名等を記載してください。
- (I) 大麻又は発芽不能未処理種子を廃棄したときは、その品名及び数量 並びにその年月日
 - ・ 栽培地内で廃棄した場合は、備考欄に届出年月日を記載の上、立会 人が署名又は記名押印してください。
- (オ) 事故が発生したときは、事故を届け出た大麻、発芽不能未処理種子又 は麻薬の品名及び数量
 - ・ 備考欄に届出年月日を記載し、事故年月日は、事故発生日又は事故 発見日を記載してください。
- (カ) 播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日
- (+) 許可を受けて加工をした大麻草の品名及び数量並びにその年月日
- (ク) 加工の過程において製造された麻薬の品名及び数量並びにその年月 日
 - 加工によって生じたもの(残渣等も含む)は、Δ9-THC等を含む麻薬・指定薬物である可能性が高いため、分析によって麻薬・指定薬物ではないことを確認するまで、麻薬として取扱うようにしてください
- (ケ) 加工の過程において廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- (コ) このほか、管理上、次の項目を記載することが望ましいです。
 - 播種した大麻草の作付面積
 - ・ 加工の過程において製造された麻薬を譲り渡したときは、その品名、数量及びその年月日並びに譲り渡した相手方(麻薬製造業者 又は麻薬研究施設の設置者)の氏名(法人又は団体の場合は名称) 及び住所

(2) 記載上の留意事項

- (ア) 帳簿は品種ごとに口座を設けて記載してください。大麻、発芽不能未 処理種子及び麻薬を分けて書く必要は必ずしもありませんが、立入検 査の際などに説明を求められた場合に説明できるように整理して記載 してください。
- (4) 栽培中の大麻草の本数を記載することが推奨されます。
- (ウ) 紙媒体による帳簿の場合、帳簿の記載には、インク、ボールペンなど 字が消えないものを使用してください。また、帳簿に訂正があるとき

は、訂正する部分を2本線で判読可能なように削除してその脇に訂正 後の文字を記載し、訂正した箇所には訂正者等の印を押してください。 修正液や修正テープは使用しないでください。

- (エ) 帳簿には、上記(1)の事項があった都度記載するようにしてください。
- (オ) 帳簿は、最終の記載の日から2年間保存してください。

第二種大麻草採取栽培者に係る帳簿の記載例については、別添2とおりです (様式ではありませんので、事業内容等の個別の事情により、適宜記載方式は 変更可能です。)。

第9 大麻の持出し(法第11条)

所有する大麻を栽培地外に持ち出すためには、厚生労働大臣の許可を受ける 必要があります(ただし、厚生労働大臣に届け出た上で当該職員の立会いの下、 栽培地外で大麻を廃棄する場合は、廃棄届の提出で足り、持出しの許可は必要 ありません。)。

大麻の持出しは、加工を目的として栽培地から栽培地外の施設に大麻草を移動させる場合や、他の第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合などに行われることが考えられます。

複数の栽培地を登録している場合、その栽培地から他の栽培地へ大麻を持ち出す場合であっても、この持出しの許可が必要ですのでご注意ください。

大麻の持出しの許可を受けるに当たっては、持ち出そうとする大麻の品名及び数量、持出先の名称及びその所在地、持出しの理由等を記載した「第二種大麻草採取栽培者持出し許可申請書」(別記様式7)を、地方厚生局長を経由し、厚生労働大臣に提出してください。

なお、大麻を譲り渡す際には、持出し許可に加えて、「第4 大麻の譲渡し・ 譲受け」に記載の麻薬譲渡証、譲受証による譲渡手続も必要なことに注意して ください。

この場合、持出し許可における持出先と麻薬譲渡証の相手方が一致していることを確認する必要がありますので、相手方の免許証の写しを申請書に添付してください。

※「持出先の名称及びその所在地」について、他の第二種大麻草採取栽培者等に大麻を譲り渡す場合は、名称の欄に名称とともにその相手方の免許証の種類及び番号を記載してください。

第10 廃棄(法第12条、麻向法第29条)

(1) 栽培地内で大麻を廃棄する場合

大麻を栽培地内で廃棄するときは、あらかじめ、廃棄しようとする大麻の品名及び数量、廃棄の年月日、大麻を廃棄する栽培地の場所等を記載した「大麻廃棄届」(別記様式8)により、地方厚生局長を経由し、厚生労働大臣に届け出てください。

廃棄は、焼却、埋却など、大麻を回収することが困難な方法によって行

ってください。また、埋却の際は、土にすき込むなどして再び取り出すことができないようにしてください。

廃棄方法については、廃棄場所周辺の状況を考慮し、適切な方法を選択 してください。

また、廃棄した場合は、帳簿備考欄へのその旨、日付を記載するととも に、立会人の署名又は記名押印をさせてください。

(2) 栽培地外で大麻を廃棄する場合

大麻を栽培地の外に持ち出して廃棄するときは、あらかじめ、上記の大麻廃棄届を地方厚生局長を経由し、厚生労働大臣に届け出た上、当該職員の立会いの下、廃棄してください。

この場合、帳簿備考欄への廃棄年月日、廃棄場所及び厚生労働省職員が立ち会った旨の記載が必要です。

(3) 加工の過程で製造した麻薬を廃棄する場合 (麻向法第29条)

廃棄する麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法等を記載した「麻薬廃棄届」(**麻向法施行規則別記第 11 号様式**)をあらかじめ都道府県知事に届け出た上、都道府県職員の立会いの下、廃棄してください。

(4) 発芽不能未処理種子を廃棄する場合

発芽不能未処理種子を廃棄するに当たっての特段の定めはありませんが、 廃棄後に発芽することのない方法で廃棄してください。

第11 事故届 (法第12条の2)

所有する大麻、発芽不能未処理種子又は麻薬に滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、事故が生じた大麻、発芽不能未処理種子又は麻薬の品名及び数量、事故の発生状況等を記載した「大麻等事故届」(別記様式9)により、地方厚生局長を経由し、厚生労働大臣に届け出てください。

大麻等事故届の提出に当たっては、次の事項に注意して記載してください。

- ※ 事故が生じた大麻又は発芽不能未処理種子の品名及び数量について は、品種ごとに品名、重量を記載してください。
- ※ 事故発生の状況については、事実関係を詳細に説明してください。 なお、盗取の疑いがある場合は、速やかに警察署にも届け出てください。 大麻等事故届を提出した場合には、帳簿の備考欄にその旨を記載し、大麻等 事故届の写しを保管してください。

事故に伴い大麻等を廃棄する場合(事故が生じた大麻等の一部が残っている場合であって、当該大麻等を廃棄するときに限る。)は、大麻等事故届にその経緯を詳細に記入してください。その際、大麻を栽培地内で廃棄する場合は既に事故届を厚生労働大臣に提出していますので別途大麻廃棄届を提出していただく必要はありませんが、大麻を栽培地外で廃棄する場合もしくは麻薬を廃棄する場合は、法第12条第2項又は麻向法第29条の規定により更に「当該職員の立会い」が必要とされていますので、廃棄するときはあらかじめ廃棄届を提出

してください。

第12 立入検査・収去 (法第22条の3)

- (1) 立入検査は、法の施行のため特に必要があるときに行われますが、犯罪 捜査の目的で行われるものではありません。立入検査を行う職員(麻薬取 締官、麻薬取締員、その他の職員)は、身分を示す証票を携帯しています ので、提示を求めて確認してください。
- (2) 立入検査の際、栽培している大麻草の濃度基準値適合性や適切な加工が行われているか等を確認するため、大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去することがあります。
- (3) 立入検査や収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。

診 斯 書

		H/	' / '					
氏 名					性	別	男	女
生年月日		年 月		日	年	齢		歳
 精神機能 精神機能 □ 明能 □ 専門 「専門家 	されて を を で に で に で に で に に 現 な に 現 な に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の	を当する□欄	にチェ	ック ② を付 ・ 合は、診断名	及び現	北で受	けている	
診断年月日			年	月 日				
	病院、 診療所	名 称						
医師	又は介護老人	所 在 地						
스 메	保健施 設等	電話番号						
	氏	名						

宣誓書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

住所 氏名

大麻草の栽培の規制に関する法律第13条第2項において準用する同法第5条 第2項の規定の欠格事項である

- (1) 同法17条第1項において準用する同法第12条の6第1項の規定により 免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していないこと
- (2) 麻薬中毒者 (麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第25号に規定する 麻薬中毒者) であること
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者であること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ((5) において「暴力団員等」という。) であること
- (5) 暴力団員等が事業活動を支配する者であること

上記のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

第二種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届

免 許	証(の	番 号	复	等	号	免	許	年月	日	年	月	日
変更	すべ	き事	項							·			
変更前	我数 業取事住(つ員 そ・務・務所人は氏・ステンジス)	五 上) 所 地 は 務 を 引 を 引 を 引 る の ・ 可 を う の も り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	面麻位氏にうては、										
変更後	栽数 業取事住又はのそ	上 上 所 氏にを の 名 あ行	面 麻 位 法 て 役 し る し る し る し る し る し る し る し る し る し										
変更の	事由及び	その年	月日										
上記の	変更の事由及びその年月日 上記のとおり、名簿登録事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人又は団体にあっては、その名称)												
厚生	労働大臣	殿											

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

第二種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書

免	許	証	の	番	号	第	4	号	免	許	年	月	日	年	月	日
再え及び																
上	記の	つとま	3り、	免討	午証の)再交付	を申請し	します	۲。							
		年	F]	日											
							(法人又							所の所	在地	<u>(</u>
厚	生学	分働力	定	殿												

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 毀損の場合は、当該免許証を添えて申請すること。

第二種大麻草採取栽培者免許証返納届

免	許	証	の	番	号	第	号	免	許	年	月	日	年月日
	許証びっ												
	上記の	つとは	さり、	免討	下証を	と返納し	たいので届け	ナ出ま	ミす。				
		年	F]	日								
						住 所	(法人又は団	体に	あっ゛	ては	、	とたる	る事務所の所在地)
						氏 名	(法人又は団	体に	あっ	ては	、 そ	この名	名称)
	厚生労	労働フ	大臣	殿									

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第13条第2項において準用する法第7条第4項又は第5項の規定により免許証を返納する際に用いること。

大麻等譲渡届

年 月 日

厚生労働大臣 殿

住所(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地) 続柄

氏名 (法人又は団体にあっては、その名称)

大麻等を譲渡したので次のとおり届け出ます。

	失 効 前	の免	許	証	Ø	番	号		第	Ę	<u>=</u> ,
譲	大麻等を業 務上取り扱	所 在	地								
渡	っていた 場 所	名	称								
人	届出義務者	住	所								
	/田山我/771	氏	名								
譲渡渡	年	1	日								
譲渡	П							名	数		量
し た 大 麻 等											
	免許の	種	類					免討	F証の番号	第	号
譲	麻薬製造施 設、麻薬研	所 在	地								
受	究施設又は 大麻等の所 在場所	名	称								
人	麻薬製造業 者、麻薬研	住	所								
	究施設の設 置者又は大 麻草栽培者	氏	名								

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第17条第1項において準用する法第12条の8第1項に規定する免許期間満了者 等が大麻を第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬 研究施設の設置者に譲り渡した際、麻薬を麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置 者に譲り渡した際、又は発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡した際に用いる こと。

第二種大麻草採取栽培者持出し許可申請書

免 許 証 の 番 号	第	号 免 許	年 月 日	年 月	日
持ち出そうとする大麻の栽培地					
持ち出そうとする大麻の	品	名	数		量
品名及び数量					
持 出 先 の	所 在 地				
名称及び所在地	名称				
持出しの理由					
持出しの年月日					
上記のとおり、大麻を制	栽培地外に持ち	出したいので申記	情します。		
年 月 日					
	住 所(法人)	スは団体にあって	は、主たる事	務所の所在地	1)
	氏 名(法人)	又は団体にあって	は、その名称)	
厚生労働大臣 殿					

(注意)

大麻廃棄届

免	許	証	の	番	号		第		号		免	許	年	三月	日		:	年	月	日
大	麻栽	兑 培	地	の住	所															
大原住	麻を耳	文りも	及う:	事務原	所の 所															
-				る大原		品						名	· 3	汝						量
뚀	名	及	び	数	量															
廃	棄	の	年	月	日															
廃	棄	0)	場	所															
廃	棄	0)	方	法															
廃	棄	0)	理	由															
_	上記の)とま	3り.	、大原	麻を厚	疟 棄	した	いの	で届り	ナ出	はます	- 0								
		年		月	日															
						住	所	(法)	人又は	t団·	体に	あっ゛	てに	す、	主た。	る事績	务所	ſΦĴ	折在:	地)
						氏	名	(法)	人又は	団	体に	あっ゛	てに	よ、	そのタ	名称)				
<u></u>	厚生党	労働力	过	殿																

(注意)

大麻等事故届

免	許	訂	Ē	の	番	号	第		号	-	免	許	年	月	日		年	月		日
免	許	1	の		種	類					氏			ź	名					
車	故が	3. 生	: 1°	た	大 麻	* 笙	ᄪ					名	数	:						量
発達	音地及 非不肯 薬を耳	と 未	:処:	理和	重子及	をび														
丰	故	\mathcal{D}	₹%	Н	- 1T	VП														
事	议 -	0)	釆	生	: 小	九														
	事і場所,	、 り	事故	のな	警察ì															
	-					J														
	上記の	かと	:お	り、	事責	女が莬	性とし	たのつ	<u>で届け</u>	·出ま	:す。									
		年	F	J	月	日														
							住 原	斤(法	人又に	は団化	体に	あって	ては	、	三たる	る事務	所の	所在	E地	1)
							氏 名	名(法	人又に	は団化	体に	あって	ては	、そ	この名	名称)				
,	厚生的	労賃	動大	臣	殿															

(注意)

大麻草加工報告書

免	許	証	の	番	号	第		号	免許年	月日		年	月	日
免	許	証	の	種	類									
				用し† . び 数		品			名	数				量
加	エ・	を	した	き品	目									
加工	こをし	た。	品目	の納え	入先									
にま	3いて 5つ	て、 て、	告され 廃棄	の の あ た 展 さ れ	条薬 した									
備					考									
-	上記の	のと:	おり	、大麻	床草を	加工した	こので	報告し	ます。					
				年	月	日			去人又は団 ては、主たる 所在地 去人又は団 こは、その名		-			
J.	厚生:	労働	大臣	殿										

(注意)

【省令】別記第1号様式(法第5条、第13条第1項関係)

収	入	
印	紙	
大臣免	許に)	
限る。	J	C

第一種大麻草採取 第二種大麻草採取 大麻草研究 栽培者免許申請書

			2	数	
栽	培	地	位	置	
			面	積	
目				的	
計	画	概		要	
業	務	章 理	体	制	
備				考	
		おり、免許 月 日		けたい	いので申請します。
	+	д ц	住		(法人又は団体にあっ) ては、主たる事務所の 所在地を含む。
			氏	名	(法人又は団体にあっ) ては、その名称及び役 員の氏名を含む。
		生 年	月	日	(法人又は団体を除く。)
厚	生労働大	、臣(地方厚	生(5	支) 局县	長、都道府県知事) 殿

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 収入印紙は、大臣免許に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 3 栽培地が複数ある場合には、栽培地ごとに位置、面積の欄を追加して記載すること。

【省令】別記第3号様式(法第12条の4条第1項、第17条第1項関係)

大麻草加工許可申請書

免許証の番号	, 第	号	免 許 年月日	有	₫.	月	日
免 許 の 種 類	um.						
品目							
加 工 の た め に 使 用 す る 大 麻 草			名	数			量
加工方法及び加工過程							
加 工 施 設 の 所 在 地							
加工において製造された麻薬の廃棄手順 (第一種大麻草採取 栽培者に限る。)	1						
上記のとおり、	大麻草を加工し	たいので	申請します。				
年 月	日						
		住	所ては、	又は団体にあっ、 、主たる事務所 地を含む。			
		氏	名しては	又は団体にあっ、その名称及で の氏名を含む。	ĸ		
厚生労働大臣(均	地方厚生(支)月	引長) 殿					

(注意)

【省令】別記第4号様式(法第12条の7第1項、第17条第1項、第2項関係)

第一種大麻草採取 第二種大麻草採取 大麻草研究

栽培者免許取消届

免 許 証 の 番 号	第	号	免許年	月日	年	月	日
免 許 証 の 種 類							
免許証返納の理由及びその年月日							
現 在 の 大 麻 草 の作 付 面 積							
現 に 所 有 す る 大麻の品名及び数量	品		名	数			量
現 に 所 有 す る 発芽不能未処理種子の 品 名 及 び 数 量	品		名	数			量
現 に 所 有 す る 麻薬の品名及 研 欠 麻 草 研 究 栽 培 者 は 除 く。) 現 に 所 有 す る 大麻草の繊維の数量 (第一種大麻草採取 オ 培 者 に 限 る。)	品		名	数			量
備 考							
上記のとおり、免許の取年 月		所はてアーター	、免許証を 会人又は団付 は、主たる では、その名 は、その名 はしの氏名	体にあっ 事務所の け。 体にあっ 称及び			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿

【省令】別記第5号様式(法第12条の7第3項、第17条第1項、第2項関係)

第一種大麻草採取 第二種大麻草採取 大麻草研究

栽培者死亡等届

	() ()	かもめし)				
免 許 証 の	番号	第	号	免許年月	年	月	日
免 許 証 の	種 類			氏 名			
届出の野	里 由						
	在 地						
栽 培 地 名	称						
現 在 の 大 麻 作 付 面	草 の 積						
現に管理		묘		名	数		量
大麻の品名及て	が数量						
現に管理する		口口口		名	数		量
不能未処理種 品名及び	i 子 の 数 量						
現に管理する麻		品品		名	数		量
	数 量 研 究						
	(。)						
現に管理する大り							
	数 量						
一(第一種大麻草栽培者に限る							
備	<u>。</u> 考						
2119							

上記のとおり、免許証を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所 法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。

届出義務者続柄

氏 名 法人又は団体にあっては、その名称及び 役員の氏名を含む。

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿

(注意)

【省令】別記第6号様式(法第15条第1項関係)

第二種大麻草採取栽培者の年間報告書

免	許	証	番	号	第		号	免	許	年	į.	日		年	月	日		
大师	麻 草	の作	付置															
		品		名	当該有効期 間の初日 に 所 持 した数量	当該有効期間 中 に 採 耳 し た 数 量	引当該有効期 対間中に譲り 量受けた数量	当該中に渡し	有効期 こ 譲 ⁄ た 数	間り量	当該有 中 に し た	「効期間 廃 棄 数 量	当該有効期間 の末日に所持 し た 数 量	大麻草 程で得	の加工の	過量	育	考
																	_	
大	麻															_		
発芽	不能																	
未種種	ル 理																	
種	子																	
麻	薬																	
	上記	のとま	3り、	報告し	します。					•								
	年			日														
		住		所(法人又は団体	にあっては、	主たる事務所	の所有	E地を含	む。)							
		氏	;	名 (法人又は団体	にあっては、	その名称及び	役員の)氏名を	·含	[S.)							
		生	年月	日 ((法人又は団体	を除く。)												
	厚生労働大臣一殿																	

(注意)

【省令】別記第7号様式(法第19条第1項関係)

大麻草発芽不能未処理種子 輸入許可申請書

免	許	証	T)) =	番	号		第	号	免許	年月	日		年	月	日
免	許	:	の	種	Ì	類										
輸	入し	よう	٦	する	ろ種	子	品				名	数				量
1 [13						•										
原			産			地										
輸		入		目		的										
荷氏	主 名	(輸 及		者 住) 所	の地										
運氏	送 名			業 住	者所	の地										
輸		入		方		法										
輸 (入 入 港	予			月 日	日)										
入		港		場		所										
納			入			先										
	上	:記の	とお	り、	大麻	草発	芽不	能未然	処理種-	子を輸	入しが	たい	ので申	請しる	ます。	
		年	Ē	月		∃				(注人	▽ <i> </i> :†	団体に	あっ		
									住	所	ては、	、主	団 たる事 含む。		o)	
									氏	名	法しては	又は 、そ の氏	団体に の名称 名を含	こあっ か及び さむ。		
	地方原	厚生	(支)	局長	į į										ノ 	

(注意)

【麻向法施行規則】別記第11号様式(第十条関係)

麻 薬 廃 棄 届 号 第 号 免許年月日 年 月 免 許 証 の 番 日 免 許 種 \mathcal{O} 類 氏 名 所 在 地 麻薬業務所又は 麻薬の所在場所 名 称 数 量 品 名 廃棄しようとする 棄 の 年 月 廃 日 場 廃 棄 \mathcal{O} 所 廃 棄 \mathcal{O} 方 法 棄 理 \mathcal{O} 由 上記のとおり、廃棄したいので届け出ます。 年 月 日 | 法人にあつては、主たる | 事務所の所在地 届出義務者続柄 氏 名(法人にあつては、名称) 都道府県知事 殿

(注意)

【麻向法施行規則】別記第16号様式(第十二条関係)

							麻		薬	譲	受	2 , Z	証												
																						年	月	F	1
譲受人の免	許 証	の番	≨ 号		第				号		譲	受	人	の	免	許	Ø	種	類						
譲受人の氏名(法人)	こあつ゛	ては、	名称)																						
譲受人が麻薬診療が 麻薬研究施設の設置 施設において麻薬を 理者、麻薬施用者、	者の場 を管理	启 は、 する麻	当該	免	許	証	Ø	番	号		第				号		氏		名						
麻薬業務所又は大 麻草栽培者が大麻		在	地																						
を業務上取り扱う 事 務 所	名		称																						
品			名	容					量	筃				数	数				重	<u>t</u>	備				考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

【麻向法施行規則】別記第17号様式(第十二条関係)

					麻	薬	譲	渡	証							
														年	月	日
譲渡人の免	许 証	の	番号	第		号		譲渡	人の	免割	下の種類					
譲渡人の氏名(法人に																
麻薬業務所又は大麻草 栽培者が大麻を業務上	所	在	地													
取り扱う事務所	名		称													
品			名	容		量	筃			数	数	量	備			考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

【「大麻草の種子の取扱いについて」(令和 7 年 1 月 10 日付け医薬発 0110 第 1 号厚生労働省医薬局長通知)】

別記様式1

輸入完了報告書

								期八元 」	報 古 昔					
輸	入	許	可言	事 の)番	号	第	号	許可年月	日日		年	月	日
							口口口		 名		数		量	
輸	入	し	た大	こ 麻	種	子								
原			産			地								
輸		入		目		的								
	主 名		輸 出 び			の 地								
運氏	送 名	取 及	扱 び	業 住	者 所	の 地								
輸		送		方		法								
輸 (年 年	月 月		日)								
入		港		場		所								
納			入			先								
Ŧ	上記のとおり、大麻種子の輸入を完了しましたので報告します。													

年 月 日

住 所(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人又は団体にあっては、その名称)

地方厚生(支)局長 殿

(注意)

a品種の種子

単位: g

年月日	受入	払出	総量	備考
R7.1.1	1000		1000	前年繰り越し分
R7.1.5		100	900	A区画に5000粒を播種。
R7.1.19		123	777	腐食のため廃棄。
R7.2.5	100	0	877	第一種大麻草採取栽培者●●(免許番号×
N1.2.3	100			×)から譲受。
				R7.2.19所在不明発覚(盗難の疑いあり)
R7.2.19		45	832	R7.2.20大麻等事故届提出、△△警察署に
				届出。
R7.5.10	100		932	A区画で採取。
	20	200	732	第二種大麻草採取栽培者○○(免許番号●
		200		●)に譲渡。

年月日	受入	払出	総量	備考
R7.1.1			0	前年繰り越し無し
R7.1.5	5000		5000	種子100g(5000粒)を播種。
				生育状況の悪いもの(発芽しなかったもの
				含む)を間引き。
R7.1.19		567	4433	間引いた大麻については、別途、「間引き
				大麻等(廃棄予定のもの)」の帳簿に記
				載。
				余分な葉をトリミング。
R7.2.5			4433	トリミングした葉は、別途「間引き大麻
				等」の帳簿に記載。
				枝500本を採取し、クローン株としてB区
R7.2.19			4433	画において栽培開始。
117.2.13				クローン株500本については、別途「B区
				画の大麻草(栽培中のもの)」に記載。
				大麻草研究栽培者□□(免許番号●●)か
R7.3.19	10	4443	ら栽培中の大麻草を譲受。A区画にて栽培	
				開始。
				 5本の上部を、試験のためサンプリング。
R7.3.26			4443	サンプリングしたものは、別途「収穫後の
11110120				大麻(a品種)」に記載。
				4320本を収穫。
R7.4.16	4320	123	収穫した大麻は、別途「収穫後大麻(a品	
				種)」に記載。
				受粉させた大麻草123本を収穫。
R7.5.10			結実した大麻草の種子100gを採取。	
		123	0	採取した種子は「a品種の種子」、種子採
				取後の大麻草は「間引き大麻等(廃棄予定
				のもの)」に別途記載。

年月日	受入	払出	総量	備考
R7.1.1			100000	前年繰り越し分
R7.1.5		100000	0	麻薬製造業者▲▲ (免許番号●●) に譲 渡。
R7.3.26	500		500	サンプリングのため採取した5本の上部。
R7.4.1			450	乾燥により50g減少。
N1.4.1			430	立会者署名(又は記名押印)
R7.4.1		450	0	麻薬研究施設の設置者○△に譲渡。
				収穫した大麻草4320本から花穂部分を採
R7.4.16	86400		86400	取。花穂部分以外は、別途「間引き大麻等
				(廃棄予定のもの)」に記載。
R7.4.30			85000	乾燥により1400g減少。
117.4.50			83000	立会者署名(又は記名押印)
				R7.4.30 加工申請。
				R7.5.9 加工許可。
R7.5.10		85000	0	R7.5.10 乾燥・粉砕作業
				粉砕した大麻については、別途「麻薬(大
				麻の粉末)」に記載。

間引き大麻等(廃棄予定のもの)

畄	/		~
#.	17	•	٧

年月日	受入	払出	総量	備考
R7.1.1			0	前年繰り越し無し
R7.1.19	50		50	間引いた大麻草(567本分)
R7.2.5	100		150	トリミングした余分な葉
R7.4.16	1728000		1728150	収穫した大麻草の花穂以外の部分
R7.5.10	49200		1777350	種子採取後の大麻草
				R7.5.10 麻薬廃棄届
R7.5.17		1777350	0	R7.5.17 廃棄 立会者署名(又は記名押
				印)

年月日	受入	払出	総量	備考
R7.5.10	849500		849500	R7.4.30 加工申請。
				R7.5.9 加工許可。
				R7.5.10 乾燥・粉砕作業
				大麻(a品種)85000gを機器で粉砕。
				機器による欠目500g
R7.5.17		849500	()	麻薬製造業者××(免許番号●●)に譲
				渡。

第二種大麻草採取栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答

【目的等】

- Q1 第二種大麻草採取栽培者免許は、どのような目的で取得できるので すか。
 - A 第二種大麻草採取栽培者免許は、医薬品の原料を採取することが目的の場合に取得することができます。

【大麻草栽培規制法第2条第5項】

- Q 2 施行時において、国内で承認された大麻草由来の医薬品はありませんが、第二種大麻草採取栽培者免許を申請することはできますか。
 - A 第二種大麻草栽培者は、医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者となります。 現時点においては、承認された医薬品がなく、製造後における販売等が想定されないことから、栽培目的等の妥当性を満たすものとは認められないものと考えます。なお、医薬品の研究開発のため、その原料を採取するための栽培であれば、大麻草研究栽培者免許を取得した上、栽培することは可能です。

【大麻草栽培規制法第2条第5項、同条第6項】

【経過措置】

- Q3 大麻草採取栽培者と第二種大麻草採取栽培者間で大麻草の譲渡は 可能ですか。
 - A できません。

令和6年12月12日から令和7年2月28日までに免許を取得した大麻草栽培者(改正法附則第4条の規定によりなお従前の例によるとされる大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者)と、令和7年3月1日以降に免許を取得した大麻草栽培者(第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)の間で、大麻草の受け渡しはできません。

- Q4 大麻草採取栽培者と第二種大麻草採取栽培者の免許を有している場合、大麻草採取栽培者として収穫した大麻を第二種大麻草採取栽培者の資格でまとめて保管、管理することは可能ですか。
 - A できません。

大麻草採取栽培者は改正法第1条の規定による改正後の大麻草栽培 規制法の規定に基づき保管、管理を行ってください。第二種大麻草採取 栽培者は、改正法第2条の規定による改正後の大麻草栽培規制法の規 定に基づき保管、管理を行ってください。

- Q5-1 第二種大麻草採取栽培者が、大麻草採取栽培者に発芽不能未処理種子を譲り渡すことはできますか。
 - A できません。

第二種大麻草採取栽培者が発芽不能未処理種子を譲り渡すことのできる者は、令和7年3月1日以降に免許を取得した大麻草栽培者(第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)となります。

そのため、令和6年12月12日から令和7年2月28日までに免許を 取得した大麻草栽培者(大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)に対し、 第二種大麻草採取栽培者が発芽不能未処理種子を譲り渡すことはでき ません。

【大麻草栽培規制法第18条】

- Q5-2 大麻草採取栽培者は第二種大麻草採取栽培者に発芽不能未処理種子を譲り渡すことはできますか。
 - A できます。

第二種大麻草採取栽培者が発芽不能未処理種子を譲り受けることのできる相手方に制限はありません。

【免許】

- Q6-1 第二種大麻草採取栽培者免許は法人又は団体として取得することができますか。
 - A できます。

【大麻草栽培規制法第13条第1項】

- Q6-2 団体とはどのような団体を意味しますか。
 - A 民法上の組合など、法人格を有しない団体を指します。

【大麻草栽培規制法第13条第1項】

Q7 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真 は、どのような資料が必要ですか。 A 業務上大麻を取り扱う事務所の位置が分かる周辺地図や、事務所の 内部構造等を記した図面、事務所の外観及び内観を撮影した写真が必 要です。

なお、事務所内に保管場所や加工場所等を設ける場合は、それらの位置関係が分かるように図面に記載し、また写真を添付してください。

【大麻草栽培規制法施行規則第9条第11号】

- Q8 宣誓書は自筆である必要がありますか。
 - A 手引きで定めている様式を使用することはできますが、署名は自筆 で行ってください。

【大麻草栽培規制法施行規則第9条第5号】

- Q9 医師の診断書には、医師の押印が必要ですか。
 - A 省略可能です。ただし、押印の有無に関わらず、免許審査において必要に応じて診断書の真正性を確認される場合があります。

【大麻草栽培規制法施行規則第9条第4号】

- Q10 第二種大麻草採取栽培者の栽培地が複数の都道府県に及ぶ場合に おける免許申請先はどうすればよいですか。
 - A 主な栽培地を管轄する地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に申請 してください。

なお、第二種大麻草採取栽培者がそれぞれの栽培地において、栽培地 を実地に管理する必要があります。

【大麻草栽培規制法第13条第1項】

- Q11 第二種大麻草採取栽培者は、専ら補助者に栽培を任せることは可能ですか。
 - A できません。

大麻草の栽培については、第二種大麻草採取栽培者自身が、実地に管理できる状況にあることが必要です。「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従して行うことを意味し、栽培業務の常勤であることが必要ですが、不在時において、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させることや、監視カメラなど栽培地の出入りを記録すること等で不在時の状況を確認することが可能な場合を含むものと考えます。

したがって、第二種大麻草採取栽培者自身が実地に管理せずに、専ら補助者に栽培管理を行わせることはできません。

また、第二種大麻草採取栽培者が法人又は団体の場合は、役員又は従業員などから大麻草の栽培に従事する者を定めて、栽培することができます。

Q12-1 第二種大麻草採取栽培者として収穫した大麻草について、加工 許可を得て大麻草を加工することを予定しているのですが、第二種大 麻草採取栽培者免許申請時に併せて加工許可申請を行うことはでき るのですか。

A できません。

加工許可申請を行うには、加工期間、加工のために使用する大麻草の 品名及び数量等が具体的に定まっている必要があります。大麻草を収 穫した後(又は収穫の見込みがたった後)に申請を行ってください。

なお、第二種大麻草採取栽培者の免許申請者は、製品の製造過程に、 法第12条の4第1項の規定により、厚生労働大臣の許可を受けなけれ ばならない「加工」が含まれる場合は、加工の技術的方法、加工設備、 抽出物の盗難防止や保管の方法等に関する資料を準備した上で、免許 申請書提出前に厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課に相談してく ださい。なお、準備した書類は免許申請書の添付資料として栽培地を管 轄する地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に提出してください。

Q12-2 加工設備を持っていないため、加工設備がある他の第二種大麻 草採取栽培者に、大麻を譲渡することを計画していますが、そのよう な計画でも免許は申請できますか。

A 可能です。

事業計画書に、譲渡先の第二種大麻草採取栽培者の詳細(免許番号等) を記載してください。また、当該譲渡先が加工を引き受けることに同意 していることが分かる資料(業務委託に関する契約書等)を添付してく ださい。

譲渡先が第二種大麻草採取栽培者免許の申請中の場合は、その旨を 事業計画書に記載してください。

【栽培地】

Q13 大麻を屋内で栽培する際、「同一ビル内の複数階で栽培する場合」 や「同一フロア内の複数個所で栽培する場合」において、複数の栽培地とする必要があるのでしょうか。

- A 各栽培地が接続している場合においては一つの栽培地として認識して構いません。ただし、ビル全体が栽培施設ではない場合において、栽培地の階が異なっているときなどは、栽培地が接続しているとはいえないため、複数の栽培地として認識する必要があります。
- Q14 栽培地となる土地が登記簿上分筆されており、地番が異なる場合でも、その土地同士が接続しており、管理に一体性があると判断できる場合、一つの栽培地として差し支えないですか。
 - A 一つの栽培地として問題ありません。 その際、栽培地の所在地には該当する土地の複数の地番を記載してく ださい。
- Q15 栽培地が公道や河川等により分断されている場合でも一括して栽培を管理する場合、一つの栽培地として差し支えないですか。
 - A 栽培地が接続している場合のみ、一つの栽培地とするのが原則ですが、当該栽培地を行き来する際、第三者の土地を経由しない場合においては、一つの栽培地と考えます。
- Q16 栽培地の一部分を「業務上大麻を取り扱う事務所」として利用して よいですか。
 - A 構いません。

その場合、栽培地から事務所へ大麻草を持ち出す際の持出し許可は 不要です。なお、この事務所から栽培地外に持ち出す際には、許可が必要となります。

- Q17 栽培地の面積を記載する場合は、作付面積の記載でよいですか。また、複数の栽培地がある場合は、その合算で差し支えないですか。
 - A 原則、栽培地の面積については作付面積を記載するものですが、栽培地に事務所等が所在する場合や実際には大麻草を栽培しなかった土地も存在し得ることから、この場合においては、これらを栽培地の面積に含めて差し支えありません。

栽培地が複数ある場合は、その合算を記載してください。

【報告】

Q18 大麻の帳簿等に記載する「品名」はどのように記載すればいいですか。

A 品種ごとに区別が付くように記載してください。品種が不明な場合等は、「栽培年(西暦) - 特定の番号」(例.「2025-1」)等個々の大麻が識別できるように品名を記載して下さい。

【大麻草栽培規制法第10条第1項】

- Q19 譲り受けた大麻の数量はキログラム又はグラム単位で計上することとなっていますが、大麻草 (ロックウールやプランターに入れられた状態)を譲り受けた場合も重量で報告する必要があるのでしょうか。
 - A 大麻草を譲り受けた場合は本数で計上してください。

【大麻草栽培規制法第10条】

【持出し】

- Q20 大麻の持出し許可はどのようなときに必要になりますか。
 - A 大麻を栽培地以外の場所に移動させる場合に必要になります。 例えば、他の第二種大麻草採取栽培者等に譲り渡す場合などがあります。なお、免許取得時に栽培地の数を複数登録した場合において、その栽培地間で大麻を移動させる場合でも、持出し許可を受ける必要があります。

「大麻を業務上取り扱う事務所」が同じ栽培地内に存在していれば、 この場所への移動については持出し許可を受ける必要はありませんが、 栽培地外であれば許可を受ける必要があります。

なお、大麻草を栽培地から持ち出して他の第二種大麻草採取栽培者 等に譲渡する場合は、大麻の持出し許可に加えて、麻向法第32条に基 づく麻薬の譲受証・譲渡証の交換が必要となります。

【大麻草栽培規制法第11条】

- Q21 大麻の持出し許可は、大麻を栽培地外に持ち出す都度、得る必要がありますか。
 - A 原則、持出しの都度許可を得る必要がありますが、収穫時期など一定期間中に複数回の持出しが想定される場合は、一定期間(例えば1月単位)の持出し許可を事前に受けることが可能です。

この場合、持出し時期・量等に目処が立った段階で厚生労働省医薬局 監視指導・麻薬対策課までご相談ください。

【大麻草栽培規制法第11条】

【保管】

- Q22 第二種大麻草採取栽培者が採取した大麻は麻薬に当たるということですが、当該大麻の保管は麻向法の規定が適用されますか。
 - A 麻向法の規定は適用されません。第二種大麻草採取栽培者は、その所有する大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければなりません。

【大麻草栽培規制法第16条第1項】

【加工】

- Q23 大麻草の加工許可はどのような場合に必要になりますか。
 - A 医薬品の原料として、大麻草を粉砕する場合、大麻草の成分を抽出する場合等です。
- Q24 大麻草を細断する行為も加工に該当するとのことですが、栽培している大麻草を収穫する際に大麻草を細断する行為も加工許可が必要になりますか。
 - A 必要ありません。
- Q25 大麻草を乾燥させる行為も加工に該当するとのことですが、収穫した 大麻は自然に乾燥するため、そのような乾燥にも加工許可が必要です か。
 - A 必要ありません。

加工許可が必要な乾燥とは人為的に乾燥させる行為(湿度、空調等を管理した部屋で乾燥する等)を指します。

- Q26 第二種大麻草採取栽培者が法人又は団体の場合、加工行為は誰が行う ことができますか。
 - A 第二種大麻草採取栽培者である法人又は団体との間に雇用関係又は 使用関係にある者であれば加工を行うことができます。
- **Q27** 例えば、加工期間を 2 月から 7 月までの 6 か月間と定めることはできますか。
 - A できません。法第12条の4第1項により加工期間は暦年の半期ごと (1月から6月まで及び7月から12月まで)と定められていますので、 ご質問の期間だと2月から6月までの期間、加工許可を取得し、7月から新たな加工許可を取得しなければなりません。

- Q28 加工許可申請を行いたいのですが、加工する大麻草は現在栽培中で、 加工に使用する量は見込み量としか算出できないのですが、見込みの段 階で申請できるのでしょうか。
 - A 見込みの量で申請してください。ただし、具体的な作業の見積もりに 基づいて見込みの量を決定してください。
- Q29 大麻草加工許可申請書の「品目」の欄は、どのように記載すればよいでしょうか。
 - A いずれの医薬品の原料であるか記載してください。
- Q30 大麻草加工許可申請書の「加工の方法及び加工の過程」はどのように 記載すればよいでしょうか。
 - A 申請書に記載した品目を製造するまでの全ての加工の過程を記載してください。
- Q31 加工許可期間中だが加工を行っていない時期でも、加工設備は大麻草 の加工以外の用途に用いてはいけませんか。
 - A 大麻草の加工以外の用途に用いることは可能です。ただし、大麻草の加工を行った後に設備を掃除する等他の製品に大麻草等が混入しないようにしてください。
- Q32-1 大麻草を加工する施設内に保管庫を設置して、加工する大麻草を保管したいのですが、大麻草を加工する施設を「業務上大麻を取り扱う事務所」とみなしてよいですか。
 - A 差し支えありません。
- Q32-2 大麻草の加工の過程で抽出した麻薬はどのように保管しなければなりませんか。
 - A 業務上麻薬を取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に保管してください。

業務上麻薬を取り扱う事務所とは大麻草を加工する施設を指し、鍵をかけた堅固な設備とは重量金庫等の容易に持ち運びができない施錠ができる専用の設備を指します。

【大麻草栽培規制法第16条第1項】

- Q33 「大麻草の加工の過程で製造された麻薬」に大麻は含まれますか。
 - A 含まれません。

「大麻草の加工の過程で製造された麻薬」とは、大麻草から抽出された大麻成分や大麻草の形状を有しない状態にまで加工されたものなど、「大麻」に該当しないもので麻薬成分を含むものを指します(Δ9-THCを含有する物については残留限度値を超えるもの)。

【種子の譲渡】

- Q34 発芽不能処理として、熱処理、燻蒸以外の方法は認められますか。
 - A 認められません。発芽不能処理の方法としては熱処理と燻蒸のみで す。

【大麻草栽培規制法施行規則第10条の2】

- Q35 発芽不能未処理種子を大麻草栽培者(第一種大麻草採取栽培者、第 二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)に譲渡する際に何か手続 きはありますか。
 - A 大麻の譲渡と異なり、発芽不能未処理種子の譲渡の際に必要な手続きはありません。譲り渡した、譲り受けた際は帳簿に記録してください。

【種子の輸入】

- Q36 発芽不能未処理種子を輸入する場合に、自らが栽培するのではなく、他の大麻草栽培者へ譲渡することを輸入目的とすることはできますか。
 - A できます。

発芽不能未処理種子の輸入目的は自らが栽培するのみではなく、他の大麻草栽培者へ譲り渡す目的も認められます。

- Q37 法第 12 条の 8 第 1 項における「免許期間満了者等」は、その事由 の生じた日から 50 日以内に、その所有し、又は管理する発芽不能未 処理種子を熱処理又は燻蒸することで、発芽不能な状態とすれば、大 麻草栽培者以外の者に譲り渡すことできますか。
 - A できません。

法第 12 条の 8 第 2 項において、免許期間満了者等は、その所有し、 又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡し、又は、廃 棄しなければならないと規定されているため、たとえ、50 日以内に熱 処理又は燻蒸により当該種子を発芽しない状態にした場合でも、大麻 草栽培者以外の者に譲り渡すことはできません。

- Q38 発芽不能未処理種子を輸出することはできますか。
 - A 発芽不能未処理種子の輸出について大麻草栽培規制法上の規制はありません。
- Q39 輸入に関連して、第二種大麻草採取栽培者は大麻草の苗木を輸入することができますか。
 - A できません。

大麻草の苗木は麻薬です。したがって、麻薬輸入業者でなければ苗木 を輸入することはできません。

【濃度検査】

- Q40 Δ9-THC 濃度が低い大麻草を栽培するため、栽培に使用したい大麻草の種子を検査したいのですが、国で検査してくれますか。
 - A 第二種大麻草栽培者は、第一種大麻草栽培者と異なり Δ9-THC 濃度にかかわらず、大麻草を栽培することができます。ただ、専ら Δ9-THC 濃度が低い大麻草を屋外で栽培したい場合は、事前に検査機関において検査してください。検査機関については、栽培者自身で依頼してください。

【譲渡し】

- Q41 第二種大麻草採取栽培者は、どのような相手方に、収穫した大麻を 譲り渡すことができますか。
 - A 第二種大麻草採取栽培者は、他の第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者や麻薬研究施設の設置者に、大麻を譲り渡すことができます。
 - 一方で、第二種大麻草採取栽培者は、第一種大麻草採取栽培者に対して大麻を譲り渡すことも、同者から譲り受けることもできません。

【麻向法第24条第1項第5号】

- Q42 譲渡証と譲受証は、メールで交付し、電子媒体で保管してもよいで すか。
 - A 麻薬譲受証についてはメール等で交付し電子媒体で保管しても構い ませんが、麻薬譲渡証については原本交付が求められておりますので、

メール等での交付はできません。麻薬譲受証を電子媒体で保管する場合は、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管してください。

【麻向法第32条第2項】

【廃棄】

- Q43 法第 12 条の 8 第 1 項における「免許期間満了者等」が、これらの 事由の生じた日から 50 日以内に所有する大麻を廃棄する場合、どの ような手続きが必要ですか。
 - A 免許期間満了者等は第二種大麻草採取栽培者ではないため、麻向法 第29条に基づき、麻向法施行規則第10条に規定する別記第11号様式 の麻薬廃棄届を当該大麻の所在場所を管轄する都道府県知事に提出し た上、都道府県職員の立会いの下、所有する大麻を廃棄してください。

【大麻草栽培規制法第12条の8第1項】

【麻向法第29条】

- Q44 大麻の廃棄の際、一般廃棄物収集運搬業許可業者に、委託し処理場 まで運搬してもらうことは可能でしょうか。
 - A 問題ありません。ただし、栽培地外での廃棄は、あらかじめ廃棄届を 提出した上で、厚生労働省職員の立会いが必要になりますのでご注意 下さい。廃棄後、厚生労働省職員が立ち会った旨、帳簿に記載してくだ さい。

【大麻草栽培規制法第12条第2項】

- Q45 栽培地内で大麻を廃棄する時、立会人は必要ですか。
 - A 大麻の不正流通防止の観点から、原則として立会人を確保の上、廃棄して下さい。この場合、帳簿に立会人の署名(又は記名押印)を記載して下さい。

【大麻草栽培規制法第12条第1項】

- Q46 加工の過程により製造された麻薬を廃棄する場合はどのように行えば よいでしょうか。
 - A 麻向法第29条に従って廃棄してください。

【帳簿】

Q47 「帳簿」は、市販のソフトウェアを利用してコンピュータ上で管理 してもよいですか。

【大麻草栽培規制法第10条第1項】

- Q48 コンピュータを用いて作成した帳簿の訂正はどのようにすればよいですか。
 - A 訂正方法については問いませんが、訂正したことが記録として残るよう、備考欄に訂正内容を記載してください。

【大麻草栽培規制法第10条第1項】

- Q49 大麻等の帳簿や麻薬譲渡証、譲受証は2年間の保存義務が課せられていますが、業務廃止をすれば、その義務がなくなるのですか。
 - A 業務廃止をしてからも2年間は保存義務が課せられていますので、 大切に保管してください。

【大麻草栽培規制法第10条第2項】【麻向法第32条第3項】

- Q50 帳簿は大麻、発芽不能未処理種子、麻薬ごとに分ける必要がありま すか。
 - A まとめての記載、分けての記載どちらでも構いません。 ただし、立入検査の際などに説明を求められた場合に説明できるように整理しておいてください。

【事故】

- Q51 大麻等の事故とは、どのようなことをいうのですか。
 - A 大麻等の事故とは、大麻、発芽不能未処理種子又は麻薬が適法な使用、廃棄等を原因とせず、大麻等が有るべきところからなくなることをいいます。例えば、大麻草を加工する際に葉や花穂の部分を紛失した、栽培中の大麻草が盗難された等があります。

【大麻草栽培規制法第12条の2第1項】

- Q52 法第 12 条の 2 第 1 項では、所有している大麻等につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに厚生労働大臣に届け出なければならないとされているが、警察に通報しても当該届出が必要ですか。
 - A 厚生労働大臣に届け出ることは法定事項ですので、警察に通報した としても必ず届け出てください。

【大麻草栽培規制法第12条の2第1項】